

スセンター

- 2 指定管理者
横須賀市鷹取1丁目1番1号
社会福祉法人湘南福祉協会
理事長 松 藤 静 明
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第239号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、横須賀市立うわまち病院の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)第2条第2項の表に規定する横須賀市立うわまち病院
- 2 指定管理者
東京都千代田区平河町2丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉 新 通 康
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の健全な運営に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設における医療の提供に関する事。
(3) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第240号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、横須賀市立市民病院の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
横須賀市病院事業条例(昭和43年横須賀市条例第16号)第2条第2項の表に規定する横須賀市立市民病院
- 2 指定管理者
東京都千代田区平河町2丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉 新 通 康
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の健全な運営に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設における医療の提供に関する事。
(3) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第241号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、健康増進センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)第2条に掲げる施設(健康増進部門に限る。)
- 2 指定管理者
川崎市幸区堀川町580番地
株式会社明治スポーツプラザ

代表取締役 後 藤 聖 治

- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の利用の許可に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) 健康づくりに関する事業の企画及び実施に関する事。
(4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第242号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、中央こども園病児・病後児保育センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
病児・病後児保育センター条例(平成15年横須賀市条例第10号)第2条の表に規定する中央こども園病児・病後児保育センター
- 2 指定管理者
東京都渋谷区南平台町1番10号
ル・アンジェ共同事業体
代表者 ル・アンジェ株式会社
代表取締役 野 口 正太郎
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第243号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、うわまち病院病児・病後児保育センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
病児・病後児保育センター条例(平成15年横須賀市条例第10号)第2条の表に規定するうわまち病院病児・病後児保育センター
- 2 指定管理者
東京都千代田区平河町2丁目6番3号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉 新 通 康
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第244号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、追浜公園ほか1箇所及び夏島グラウンドの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
(1) 都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)別表第1に規定する追浜公園及び夏島都市緑地
(2) 有料広場条例(平成29年横須賀市条例第23号)第2条に掲げる広場
- 2 指定管理者
横須賀市小川町11番地
シティサポートよこすか・横浜DENAベイスターズ共

同事業体

代表者 一般財団法人シティサポートよこすか

代表理事 竹内 英 樹

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 第1項第2号に掲げる広場の使用の許可に関する事。
- (2) 第1項第1号に掲げる都市公園の施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関する事。
- (3) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立田浦青少年自然の家及び横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

- (1) 都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、走水水源公園、旗山崎公園、野比かがみ田緑地、光の丘水辺公園及び太田和つつじの丘
- (2) 青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号）第2条の表に規定する横須賀市立田浦青少年自然の家
- (3) 港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）第2条の表に規定する横須賀市立浦郷みなと緑地、横須賀市立西浦賀みなと緑地及び横須賀市立久里浜みなと緑地

2 指定管理者

横須賀市平作4丁目10番6号

よこすかグリーンパーク共同事業体

代表者 横須賀緑造化園協同組合

代表理事 長谷川 泰 啓

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（横須賀市立田浦青少年自然の家については、令和5年3月31日）まで

4 管理業務の範囲

- (1) 第1項第1号に掲げる都市公園のうち有料で使用させる都市公園及び同項第2号に掲げる施設の使用の許可に関する事。
- (2) 第1項第1号に掲げる都市公園の施設及び同項第3号に掲げる施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関する事。
- (3) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、猿島公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する猿島公園

2 指定管理者

横須賀市小川町11番地

パークコミュニティよこすか

代表者 一般財団法人シティサポートよこすか

代表理事 竹内 英 樹

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 第1項に掲げる都市公園の使用の許可に関する事。
- (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三笠公園ほか2箇所及び横須賀市立うみかぜ公園ほか1箇所の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

- (1) 都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する三笠公園、ヴェルニー公園及び平和中央公園
- (2) 港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）第2条の表に規定する横須賀市立海辺つり公園及び横須賀市立うみかぜ公園

2 指定管理者

東京都豊島区長崎5丁目1番34号

よこすか sea side パートナーズ

代表者 西武造園株式会社

取締役社長 大 嶋 聡

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 第1項第1号に掲げる都市公園の施設及び同項第2号に掲げる施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関する事。
- (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、不入斗公園ほか8箇所の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第1に規定する不入斗公園、はまゆう公園、衣笠公園、根岸公園、大津公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園

2 指定管理者

横須賀市小川町11番地

一般財団法人シティサポートよこすか

代表理事 竹内 英 樹

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 第1項に掲げる施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関する事。
- (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公園墓地の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設

公園墓地条例（昭和55年横須賀市条例第16号）第2条に掲げる施設

2 指定管理者

東京都豊島区長崎5丁目1番34号

横須賀公園墓地管理グループ

代表者 西武造園株式会社

取締役社長 大 嶋 聡

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 休憩室の使用の許可に関する事。

- (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他協定に定める業務

~~~~~

**横須賀市告示第250号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設  
勤労福祉会館条例（平成3年横須賀市条例第14号）第2条に掲げる施設
- 2 指定管理者  
横須賀市小川町11番地  
カルチャーコミュニティよこすか  
代表者 一般財団法人シティサポートよこすか  
代表理事 竹 内 英 樹
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
  - (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他協定に定める業務

~~~~~

横須賀市告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）別表第1に規定する市営住宅及びその共同施設
- 2 指定管理者
横浜市中区日本大通33番地
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
会長 菅 家 龍 一
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 第1項に掲げる施設の維持管理に関すること。
 - (2) その他協定に定める業務

~~~~~

**横須賀市告示第252号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、船舶保管施設等の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設  
横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第6条の2に規定する船舶保管施設等
- 2 指定管理者  
横須賀市日の出町3丁目17番地  
株式会社昭和  
代表取締役 稲 葉 啓 介
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
  - (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他協定に定める業務

**教育委員会告示**

**横須賀市教育委員会告示第28号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年12月27日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 管理を行う施設  
生涯学習センター条例（平成12年横須賀市条例第72号）第2条に掲げる施設
- 2 指定管理者  
横須賀市西逸見町1丁目38番地11  
公益財団法人横須賀市生涯学習財団  
理事長 下 里 矩 生
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
  - (2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他協定に定める業務